

事業主の皆様へ

(重要) 4月(繁忙期)の 窓口体制について

平素は、雇用保険に関する業務について、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
例年、4月から5月にかけて、就職、退職による資格取得・喪失等の届出が集中することにより、長時間の待ち時間が発生することになり、皆様方には、ご迷惑をおかけしております。
窓口の待ち時間短縮と、退職者の失業給付の受給をすみやかに行うため、離職票の交付を最優先とする、下記の取り扱いを4月2日～4月10の間、行いますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

離職票の発行を最優先とするため、資格取得届の提出は、
4月中旬以降に、お願いいたします。

平成30年 4月2日(月)～4月10日(火)の間
「**預かり専用窓口**」を設置します。

「預かり専用窓口」で預かりとなる場合

- **合計20件以上**の
資格取得届・資格喪失届(離職票交付希望なし)
転勤届・氏名変更届 等 の場合
待合番号カードを取らずに、「届出預かり用封筒」に必要事項を記入し、
届出書類を入れて、**預かり専用窓口(34番窓口左端)**にお越してください。預かり証の
控えを受け取り、処理が終わるまでお待ちください。
処理が完了後、お呼びいたします。

届出預かり用封筒は 3月上旬より 配布します

窓口 に対応する場合

- 届出書類に**離職証明書**が含まれるもの
- **合計20件未満**の
資格取得届・資格喪失届(離職票交付希望なし)・転勤届・氏名変更届 等
- 雇用保険に関するご相談がある場合

待合番号カードを取って、お待ちください。 窓口より順番にお呼びします。

ハローワーク大阪東 雇用保険適用課